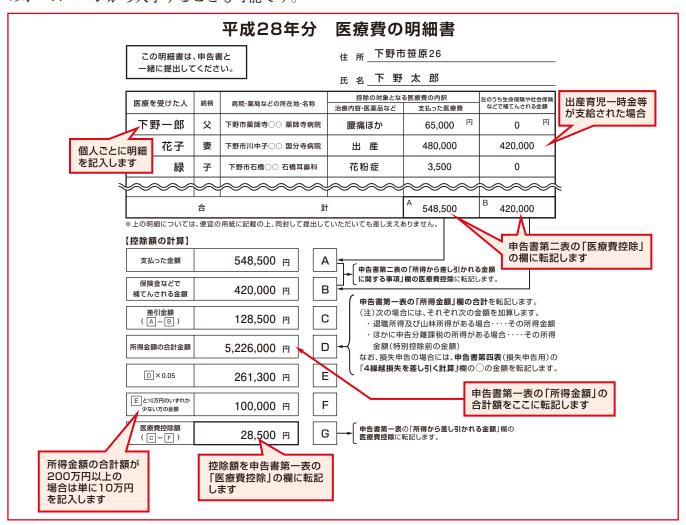
市県民税・所得税申告相談のお知らせ

医療費の明細書はあらかじめご記入をお願いします

毎年申告件数の多い医療費控除の、「医療費の明細書」の記入例をお知らせします。医療費控除を受ける方は事前に領収書を計算しておきましょう。

「医療費の明細書」は税務課の窓口に、確定申告書及び各種書類とともに用意しています。市と国税庁のホームページから入手することも可能です。



■注意事項

- ・医療費は平成28年中に支払ったものが控除の対象になります。未払いの医療費は実際に支払った年の医療費控除の対象となります。
- ・おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている人は、市町村長が交付する「おむつに係る費用の医療費控除証明書」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。
- ・人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の 対象になりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見 された場合で、引き続き治療を受けるとき、健康診断や特 定健康診査の費用も医療費控除の対象となります。

平成28年分市県民税申告相談期間 2月16日(木)~3月15日(水) (土日を除く)

地区ごとに受付日を設けているので、 詳しい日程を広報しもつけ1月号 13ページで確認してください。

■問い合わせ先

栃木税務署

20282(22)0885

税務課

3(32)8891